

喫煙室を設ける場合は こちらを必ず守ってください!

原則は
屋内禁煙!



●喫煙室の技術的基準

喫煙室を設ける際、たばこの煙が室外に流れ出ないように、次の三つの基準を満たさなければなりません。

- ①喫煙室の出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること。
- ②壁や天井等で区画されていること。
- ③換気扇などで煙や蒸気が屋外に排気されていること。

※令和2年4月1日に既に存在している建物で、建物の構造上の理由などにより上の基準を満たすことができない場合は、技術的基準の経過措置が設けられています。

●喫煙室には、お客さんや店員(アルバイト等)を含め20歳未満の人を立ち入らせてはなりません。



●施設の出入口、喫煙室の出入口に標識を掲示しなければなりません。(標識の例)



お店の喫煙状況がお店に入らなくても利用者に分かるように、店内に喫煙室があることや20歳未満の人は立入禁止である旨などを、分かりやすく掲示しなければなりません。標識は厚生労働省や愛媛県のウェブサイトからダウンロードすることができます。

喫煙可能室設置施設の届出

喫煙可能室を設置した場合は、県に届け出る必要があります。

【届出様式の入手方法】愛媛県ホームページからダウンロード又は各保健所で入手できます。

【届出の方法】各保健所に提出(持参又は郵送)してください。

【提出先・問い合わせ先】

四国中央市	四国中央保健所 保健課 TEL0896-23-3360
新居浜市、西条市	西条保健所 健康増進課 TEL0897-56-1300(内線318)
今治市、上島町	今治保健所 健康増進課 TEL0898-23-2500(内線237)
伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町	中予保健所 健康増進課 TEL089-941-1111(内線259)
松山市	松山市保健所 健康づくり推進課 TEL089-911-1855
八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町	八幡浜保健所 健康増進課 TEL0894-22-0600
宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町	宇和島保健所 健康増進課 TEL0895-28-6107

改正健康増進法に関するお問い合わせも上記保健所で受け付けております。

書類の保存

喫煙可能室を設置した飲食店は次の書類を保存しなければなりません。

- 客席部分の床面積に係る資料(店舗図面等)
- 資本金の額又は出資の総額に係る資料(登記、貸借対照表、決算書等)

愛媛県保健福祉部健康増進課 健康政策グループ TEL089-912-2401

愛媛県 受動喫煙

検索



受動喫煙を防止するための措置が講じられていなかったり保健所の指導等に従わなかったりした場合は罰則が適用されることがあります。

従業員の受動喫煙防止のため、喫煙室を設けた場合は、厚生労働省「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」を参考に、受動喫煙の防止に努めてください。「ガイドライン」は厚生労働省のウェブサイトからダウンロードできます。

